



提案説明をする大蔵市長(後列 左 伊藤議長、右 杉山局長)

18年度から公の施設へ指定管理者制度導入 効率的・効果的な行財政運営を目指す

今定例会の総括質問では、本市の指定管理者制度導入について議論が集中しました。また、自治会・町内会の活動の認識について質疑があったほか、まちづくりの分野では、都市(まち)づくり条例市民会議が策定した骨子案について、経済の分野では、地場産品の地産地消について、環境の分野では、ごみ処理の広域化問題について、福祉の分野では、在宅介護などの福祉政策について、安心安全の分野では、商店街が設置した防犯カメラについて、教育の分野では、子供の健全育成についてなどが審議の焦点となりました。これらの質疑内容を、各常任委員会での質疑も併せて二七六面と八面に紹介します。

議員 平成十五年六月に地方自治法の一部が改正され、本市でも十八年度から福祉施設などに指定管理者制度を導入されることになった。本市には一〇六の「公の施設」があり、管理経費等は年間およそ一六億円にも上るが、この現状をどのように認識しているのか。

企画部長 「公の施設」の管理経費は、市民ニーズに添えるサービスを展開するために、現状においては必要な経費であると考えている。今後は、

議員 行政改革推進の理念に基づき、市の施設に指定管理者制度を導入して、より効率的かつ効果的な行財政の運営に努めていくべきだと認識している。

議員 指定管理者制度の活用による経営改革の考え方を聞きたい。

企画部長 この制度は民間経営のノウハウを生かし、官と民とのパートナーシップにより公共サービスを担っていく「協働」の考え方も備えているものである。このことから、本制度の導入は、「経営」と「協働」を柱とする第五次行政改革を推進する

多方面にわたる自治会の活動 望まれる財源への支援

議員 地域社会の急速な変化の中で、自治会・町内会には、さまざまな課題が山積している。このような状況にある自治会等の活動を市はどのように認識しているのか。

市長 地域の方々が自主的に種々の課題に取り組んでおり、地域が果たす役割、行政が担うべき役割それぞれを明確に区分していく中で、課題解決

に向けた努力がなされていると認識している。

議員 自治会等の会費および市民組織育成事業による収入や資源ごみ買上げ金などによる自治会の財源の確保は限界となつてきている。この現状に市ではどのような対応をする考えなのか聞きたい。

市長 自治会等の活動は多方面にわたっており、

定管理者制度の導入を推進していくこととしたい。

議員 指定管理者の募集についての考え方を聞きたい。

企画部長 民間を始めとする幅広い範囲の事業者から、より適切な者を選定するために、原則として公募を行うこととしているが、施設の専門性や緊急性、地域性などを考慮する必要がある場合には、公募を経ずに指定を行うことも予定している。

住民基本台帳の大量閲覧 手数料の値上げなどで対処

議員 住民基本台帳法では、何人も個人の住所氏名等を閲覧できるとしており、この制度を悪用した事件が相次いでいる。

議員 住民基本台帳法では、何人も個人の住所氏名等を閲覧できるとしており、この制度を悪用した事件が相次いでいる。

市長 申請は予約制で、閲覧場所は市民課内で、成が行われている。これに加え、会館用地購入等への新たな助成制度を設けるべきと考えるが、見解を聞きたい。

市長 自治会館は地域の方々が自由に利用でき、地域活動の拠点となっているのは承知しているが、市の財政事情が厳しいため、用地購入の助成は今後の研究課題としたい。

議員 現在、自治会館の新築や増改築に際して助

選定組織は助役、部長課長で組織する。また、大学教授や税理士等を専門的分野の助言者として加える予定である。

議員 指定管理者の選定過程を公表する考えはあるのか。

企画部長 選定過程の公表は今後の課題であるが、最終結果についてはホームページ等で公表していきたいと考えている。

議員 指定管理者の指定期間はどうのくらいを予定しているのか。

企画部長 本市の指定管理者制度導入に関する基本方針の中では原則三〜五年としている。

申請・届出のオンライン化 市民の利便性が向上

申請・届出のオンライン化により、三六五日・二四時間、申請・届出等が可能となり、市民の利便性が向上するものと考えている。

議員 このオンラインはどのように運営されているのか。

企画部長 市民意識等の把握はしていないが、オンライン化により、三六五日・二四時間、申請・届出等が可能となり、市民の利便性が向上するものと考えている。

議員 市の機関等への「申請・届出等」、「処分等の通知」、「縦覧等」の行政手続をインターネット等を利用したオンラインシステムにより電子的に行うことが可能になると

の職員目の届く場所とし、手数料は一冊当たり二二五〇円である。十六年度の閲覧総件数は二四九件であった。

議員 この法律でいう「不当な目的に使用」とは、どのような場合を想定しているのか。

市民部長 住民の住所、氏名等を転記して「住民名簿」を作成し、これを不特定多数に頒布、販売する行為や閲覧により人権の侵害につながる恐れがある場合などである。

議員 本市としても、大量閲覧を原則禁止する制度を設けるべきと考えるが見解を聞きたい。

市長・市民部長 国も住民基本台帳の閲覧制度の在り方を見直している。本市としては、手数料の値上げや閲覧件数の規制などで対応していく考えである。

地方議会制度の充実 強化に関する意見書

平成五年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。

一方各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。こうした課題は、現行の地方自治法が制定後六〇年経過し、「議会」と首長との関係等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが必要である。二十一世紀における地方自治制度を考えるとき、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものである。以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月二十七日
平塚市議会

締結して運営していく。

議員 このシステムに要する経費と市民が負担する費用はどのくらいと想定しているのか。

企画部長 共同運営センターへの十七年度の本市の負担額は、一二八三万一〇〇〇円を予定している。なお、インターネットが利用できる環境にあれば、接続に要する市民の負担はない。

**12の行政手続
7月1日から開始**

議員 当面は、用紙を使用して申請等を行っている。

現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。よって国におかれては、

現在、第二十八次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月二十七日
平塚市議会